

わくわく取手生活実現事業補助金 申請書類確認表

○は必要 ×は不要 △は申請者の状況により必要となります

※テレワーク要件はR6.3.31転入者まで対象

	提出書類	移住後の働き方	就業	起業	テレワーク ※	備考
1	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 別紙1 補助金の交付申請に関する誓約事項 <input type="checkbox"/> 別紙2 補助金に係る個人情報の取扱い		○	○	○	
2	<input type="checkbox"/> 申請者の移住元の住民票の除票の写し等		○	○	○	※移住直前に居住していた市区町村が発行する住民票の除票の写しにより、申請者が5年以上居住していたことを確認できない場合は、移住直前に居住していた市区町村以前に居住していた市区町村が発行する住民票の除票の写し、または戸籍の附票の写しを提出してください。（5年以上東京圏に居住していたことを確認します。）
3	<input type="checkbox"/> 振込先の通帳の写し 又はキャッシュカードの写し等		○	○	○	※補助金の振込先を確認できる書類
4	<input type="checkbox"/> 身分証明書（顔写真付き）の写し		○	○	○	
5	<input type="checkbox"/> 移住支援金アンケート調査票		○	○	○	
6	<input type="checkbox"/> 新たな就業先の就業証明書		○	×	×	
7	<input type="checkbox"/> 起業支援金の交付決定通知書の写し		×	○	×	
8	<input type="checkbox"/> テレワーク用就業証明書		×	×	○	※所属企業等から通勤手当を支給されている場合は、本事業でのテレワークには該当しません。ここでの通勤手当とは定期券等による定額支給を指します。出社実績に応じて交通費を実費支給されている場合は、ここでの通勤手当には含まれません。
9	<input type="checkbox"/> 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 （在勤地・在勤期間・雇用保険の被保険者であったこと、を確認できる書類）		△	△	△	※(就業・起業)移住元要件において、東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤されていた方は必要となります。 ※(テレワーク)移住元要件において、東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤され、現在の勤務先での就労期間が5年に満たない方は必要となります。
10	<input type="checkbox"/> 世帯員全員分の移住元の住民票の除票の写し		△	△	△	※「世帯」での申請の場合必要となります。移住元でも世帯が同じであったことを確認するため、世帯主の欄に記載のある住民票の除票の写しを提出してください。 ※移住元で胎児であって、転入後に出産し、子育て世帯 加算を含めての申請をする場合は、「母子健康手帳の写し」などの提出が必要となります。
11	<input type="checkbox"/> 法人経営者：履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）の写し等 <input type="checkbox"/> 個人事業主：開業届出済証明書（発行後3か月以内のもの）の写し及び開業・廃業等届出書の写し等 <input type="checkbox"/> 個人事業等の納税証明書等		△	△	△	※東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者や個人事業主の方は必要となります。 （移住元での東京23区内の在勤地及び通勤期間を確認します。） ※テレワーク要件の法人経営者や個人事業主の方も必要となります。 （移住前に開業し、事業実態があり、移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認します。）
12	<input type="checkbox"/> 業務の取引に係る契約書や注文書（発注書）、注文請書（受注書）の写し等		×	×	△	※テレワーク要件の法人経営者や個人事業主の方のみ必要となります。（移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認します。）
13	<input type="checkbox"/> 卒業証明書等 （在学期間や卒業校を確認できる書類）		△	△	△	※（通算5年の就労期間に通学期間を通算する場合）移住元要件において、東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、その後東京23区内の企業等に就職した方は必要となります。